

「相模川流域下水道処理場等上部利用専門分科会設置要綱」 の一部改正について

「相模川流域下水道処理場等上部利用専門分科会設置要綱」の一部を次のように改正する。

第3条の内容を「(構成)」から「(構成及び会議)」とし、第3条第1項の「分科会は、神奈川県、流域関連公共下水道12市町の別表に掲げる委員をもって構成する。」を「分科会は、神奈川県、流域関連公共下水道12市町及び(公財)神奈川県下水道公社の担当部長、担当課長及び担当係長の職にある委員をもって構成する。」と改める。

また、同条第2項として、「分科会の会議は構成員をもって開き、必要に応じ担当者も出席できる。」を追加する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

相模川流域下水道処理場等上部利用 専門分科会設置要綱

(改正後の全文)

(目的)

第1条 この要綱は、相模川流域下水道右岸処理場、左岸処理場及び相模川汚泥貯留地の各施設の上部をスポーツ、レクリエーション等の施設として整備するため、処理場等上部利用専門分科会(以下「分科会」という。)の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 分科会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 各施設の整備計画に関すること。
- (2) 各施設の整備手法に関すること。
- (3) 各施設の管理手法に関すること。
- (4) その他目的達成のため必要な事項に関すること。

(構成及び会議)

第3条 分科会は、神奈川県、流域関連公共下水道12市町及び(公財)神奈川県下水道公社の担当部長、担当課長及び担当係長の職にある委員をもって構成する。

2 分科会の会議は構成員をもって開き、必要に応じ担当者も出席できる。

(招集及び議長)

第4条 会議は事務局が招集し、その議長は流域関連市町の委員の中から持ち回りで充てるものとする。

(議長の職務)

第5条 議長は会議を進行し、幹事会に決定事項を報告するものとする。

(庶務)

第6条 分科会の事務局は、神奈川県国土整備局河川下水道部下水道課に置く。

(報告)

第7条 分科会の決定事項については、必要に応じて幹事会に報告し協議会で決定する。

(委任事項)

第8条 この要綱に定める他、分科会の運営に関する必要な事項は、議長が分科会で定める。

附 則

1 この要綱は、平成2年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

「相模川流域下水道処理場等上部利用専門分科会設置要綱」新旧対照表

改 正	現 行
(目的) 第1条 【略】	(目的) 第1条 この要綱は、相模川流域下水道右岸処理場、左岸処理場及び相模川汚泥貯留地の各施設の上部をスポーツ、レクリエーション等の施設として整備するため、処理場等上部利用専門分科会(以下「分科会」という。)の設置及び運営に關し必要な事項を定めるものとする。
(所掌事務) 第2条 【略】	(所掌事務) 第2条 分科会の所掌事務は、次のとおりとする。 (1) 各施設の整備計画に關すること。 (2) 各施設の整備手法に關すること。 (3) 各施設の管理手法に關すること。 (4) その他目的達成のため必要な事項に關すること。
(構成及び会議) 第3条 分科会は、神奈川県、流域関連公共下水道12市町及び(公財)神奈川県下水道公社の担当部長、担当課長及び担当係長の職にある委員をもって構成する。 <u>2 分科会の会議は構成員をもって開き、必要に応じ担当者も出席できる。</u>	(構成) 第3条 分科会は、神奈川県、流域関連公共下水道12市町の別表に掲げる委員をもって構成する。
(招集及び議長) 第4条 【略】	(招集及び議長) 第4条 会議は事務局が招集し、その議長は流域関連市町の委員の中から持ち回りで充てるものとする。
(議長の職務) 第5条 【略】	(議長の職務) 第5条 議長は会議を進行し、幹事会に決定事項を報告するものとする。
(庶務) 第6条 【略】	(庶務) 第6条 分科会の事務局は、神奈川県県土整備局河川下水道部下水道課に置く。
(報告) 第7条 【略】	(報告) 第7条 分科会の決定事項については、必要に応じて幹事会に報告し協議会で決定する。
(委任事項) 第8条 【略】	(委任事項) 第8条 この要綱に定める他、分科会の運営に關する必要な事項は、議長が分科会で定める。
附 則 1 この要綱は、平成2年4月1日から適用する。 附 則 1 この要綱は、平成18年4月1日から適用する。 附 則 1 この要綱は、平成19年4月1日から適用する。 附 則 1 この要綱は、平成22年4月1日から適用する。 附 則 1 この要綱は、令和2年4月1日から適用する。	附 則 1 この要綱は、平成2年4月1日から適用する。 附 則 1 この要綱は、平成18年4月1日から適用する。 附 則 1 この要綱は、平成19年4月1日から適用する。 附 則 1 この要綱は、平成22年4月1日から適用する。